

〈特集論文〉

中学校史の一八八〇年代（その二）

—— 中学校の性格の変遷 ——

神辺 靖光

はじめに

本論は一八八〇年代の中学校を

- 一 その性格の変遷
 - 二 教育内容と方法の形成
 - 三 設置方式の推移
- の三点から考察するものである。

本稿は中学校の性格の変遷について

- 一 外国語学校の消滅
 - 二 漢字塾と決別
 - 三 師範学校からの独立
- について述べる。

一 外国語学校の消滅

外国語学校の登場

明治五年六月頃、文部省は太政官に「学制発行ノ儀」を伺ったが、その文章中に「後來ノ目的ヲ期シ当今着手之順序ヲ立ル左ノ如シ」という一書がある¹⁾。

そこに「各大区中漸次中学ヲ設クベキ事」の一項があり、将来は各大区（大学区のこと）に大学を興すべきだけれど、今は生徒がその域に達していないから、まず各大区中に一、二の中学校を興し、西洋教師による教育をはじめたいとする趣旨が載っている²⁾。

これが「学制」実施直後にできた第一大学区第一番中学（旧南校）、第二番中学（南校内旧語学稽古所）、第四大学区第一番中学（旧大坂開成所）、第六大学区第一番中学（旧長崎広運館）で

ある。

また何文書の一つに学校の進学を不す図がある^③。これは大
学→中学→小学となっているが二系統あつて一つはすべて日本
語で教えるもの、一つは外国語で教えるもの(ただし小学は日本
語と外国語と併用)となつている。つまり中学以上は日本語と外
国語と二系統で構想されていたのである。しかるに明治五年の
「学制」では「中学ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ル所
(第二十九章)と規定し、「学業ノ順序ヲ踏マスシテ洋語ヲ教ヘ
又ハ医学ヲ教ルモノヲ通シテ変則ノ中学ト称スヘシ」(第二十
章)「当今外国人ヲ以テ教師トスル学校ニ於テハ大学教科ニ非サル
以下ハ通シテ之ヲ中学ト称ス」(第三十一章)となつた。外国語
で教える中学は変則、即ち臨時措置と読める。しかし文部省は五
年八月十七日(旧暦)、「外国教師ニテ教授スル医学教則」「外
国教師ニテ教授スル中学教則」を公布して(文部省布達番外)外
国語の中学校をオーソライズした。そしてこれに後れて九月八日、
「小学教則」と一緒に「中学教則略」(文部省布達番外)を布達
した。「学制」の本文にある日本語中正系、外国語中学変則の
順位が逆転した感がある。

しかるに「学制」の中学教則がでた約八ヶ月後の一八七三年四
月二十八日、専門学校と外国語学校に関する「学制」編追加^④(文
部省布達五七号)がでた。

外国教師ニテ教授スル高尚ナル学校法学校理學校
監學校ノ類之ヲ汎稱シテ專

門学校ト云フ(第一九〇章)

専門学校ニ入ルモノハ彼ノ言語相通セサレバ其學術ヲ得ル
能ハス故ニ外国語ヲ学ハサルヲ得スコレ外国語学校ヲ設ク
ル所以ナリ(第一九四章)

附けたりのように通弁養成もかねる(第一九五章)としている
が、外国語学校は専門学校進学のための予備校として想定され
たのである。学制本編では大学も中学もさきのこととしたのに、八
ヶ月後、急に専門学校、外国語学校を想起した理由を文部卿・大
木喬任は次のように述べている^④。

今、わが国が急務とする所は「百般ノ工芸技術及天文窮理医療
法律経済等」の実事である。これらについて、わが国の学問は西
洋各国に及ばない。本来、学問は中学から進学した大学で行うべ
きたが、悠長なことはしてられない。専門学校は順序を踏まな
いこととする。だが実事は決して劣らない筈である。まず外国人
教師について専門学事を学ぶ、それができたら日本語によつて日
本人に教えたらい。さし当り外国語を学ばねばならない。よつ
て学制中の「外国教師ニテ教授スル中学教則」を編成し直し、修
業年限を短縮して外国語学校教則をつくるのである。

こうして四年制の外国語学校が成立した。入学資格は小学校卒
業生で十四歳以上(第一九五章)というのだから、さきに決めた

上下二等の中学校と外国語学校が並立するデュアルコースになった。

「学制二編」の外国語学校の規定を受けて文部省は各大学区本部に官立外国語学校を設置した。即ち東京、愛知、大阪、広島、長崎、新潟、宮城の七官立外国語学校である。

府県の学校登記

『文部省第二年報』付録の「明治七年・外国語学校統計表」に修文館（神奈川県）以下八校の公立外国語学校と攻玉舎（東京府）以下七四の私立外国語学校が、「明治七年・中学校統計表」に成美学校（愛知県）以下一一の公立中学校と肇修夜曇（東京府）以下二一の私立中学校があがっている。これらは既設の洋学校や漢学校に外国語学校、中学校の名を被せたものである。これらの認定は誰が如何なる手続きでしたのか。

文部省は当初から学校調査を行ってきたが、「学制」公布後調査方法や調査の上申ルートを細かく決め、一八七五年初頭には表式とともに記載責任を府県（学務課）とした。明治八年一月十七日文部省達一号。この表式を「公私学校表」と言い、府県は管内の諸教育施設を公立・私立の小学校、中学校、外国語学校に区分して登記するのである。ある漢学塾を私立中学校欄に、ある洋学校を公立外国語学校欄に書き込むだけのことであるが、この表が文部省に送られ、『文部省年報』付録の「公私学校表」になっ

て回送されると私立中学校、公立外国語学校として公認されたことになる。従って府県の学校登記は学校認可に外ならない。しかしらば府県は管内の私塾や校舎教場を持つ学校を片端から中学校や外国語学校に認定したのかとそうではない。一、三の県を調査したが、同時期存在した私学私塾の全部が私立中学校や私立外国語学校になってはいない。ある選別が行われた。では何を基準としたであろうか。前述の「中学教則略」や「外国語学校教則」が参考にされたではあろう。しかしこれらの教則に準拠した学校は官立と言えども一校もないのである。東京府の例で言うと英仏独等ノ如キ語学ヲ修ムル者ハ外国語学校
高尚ナラザル一ツノ専門学科ヲ修ムル者ハ中学校

（実際は漢学塾）

（明治九年九月二十五日・東京府宛文部省報告課へ「明治九年・諸管省往復留」・東京府公文書）

という程度の基準で学校種別が認可されていたのである。

こうした大まかな選別であったが、一八七八年までに府県によって認可された外国語学校は

公立 一二校

私立 一六五校

八〇年までに認可された中学校は

公立 一七二校

私立 九五二校

になったのである⁵⁾。

官立外国語学校の廃止、県立中学校へ

一八七四年十二月、官立東京外国語学校は英語科を分離して東京英語学校とし、他の六官立外国語学校はすべて英語学校と改称した(明治七年十二月二十七日、文部省布達一九号・三〇号)。

開国以来、英語が最も広く用いられたし、英語の教師も多く、生徒も英語志望が多かった。開成学校をはじめ、すべての学科を英独仏三箇国語でやろうとしたが、その繁雑さを悟り、一部の学科の外は英語でやることにした⁶⁾。官立外国語学校から英語学校への転換は、こうしたことによる。公立外国語学校は京都の独逸学校、仏学校の外、すべて英語学校であり、私立外国語学校はごく一部を除く殆んどが英語学校であった⁷⁾。

七七年二月、文部省は東京、大阪を除く愛知、広島、長崎、新潟、宮城の五官立英語学校を廃止した(明治十年二月十九日・文部省布達一号)。廃止の理由は文部省定額的大幅削減にあった(太政類典第二編)⁸⁾。しかし英語学校当事者から英語学校の存在意義を問う声もあがっていた⁹⁾。

官立東京英語学校は七七年四月、東京開成学校予科と合併して東京大学予備門となり、官立大阪英語学校は七九年四月、官立大阪専門学校になるが¹⁰⁾、文部省は他の官立英語学校を該地の県立中学校に引き継がせようとした¹¹⁾。かくして宮城英語学

校は県立仙台中学校(後宮城中学校と改称)になり¹²⁾、愛知英語学校は県立愛知中学校になり¹³⁾、新潟英語学校は県立新潟学校になり¹⁴⁾、広島県英語学校は広島英学校(八ヶ月後に広島県中学校)になり¹⁵⁾、長崎英語学校は県立長崎中学校になった¹⁶⁾。

公立私立外国語学校の中学校転記

『文部省年報』付録「公私学校表」において一八七〇年代の公立外国語学校は一四校ある。それらの中には幕藩時代、神奈川奉行所が設置した通辞養成のための学校を起源に持つ横浜の修文館や加賀藩の洋学校を起源とする金沢の英学校、藩が発起したが開校は幕藩後になった熊本の洋学校などがある。また京都の独乙学校・英学校・仏学校は七〇年、京都府がプロシヤ人ルドルフ・マンを雇って開始した授業がその発端であるし、新潟学校は平民・石附五作がはじめた洋学私学が起源であった。しかしある時期から府や県がこれを管轄し、民費等によって経営したので七四年からの「公私学校表」では公立外国語学校と登記されている。学制期に福岡の英語学校、熊本の洋学校、山形英語学校などが開設されたがいずれも短命であった¹⁷⁾。七八年、七九年に公立中学校に転記されたのは京都の独乙学校、英学校、英女学校、新潟学校の四校である¹⁸⁾。

「公私学校表」に登記された私立外国語学校は二六五校である。

うち一七校は東京府にあった。実に七〇パーセントが東京に集中していた。その中には福澤諭吉の慶応義塾、近藤真琴の攻玉塾、佐野鼎の共立学校など幕末維新期にできた高名な洋学塾から出立したものもある。七六年、東京の私立外国語学校は六三校であるが、うち一校が私立中学に登録され、他は「学校表」から一たん姿を消す¹⁾。

東京府以外で私立外国語学校として登記されたものは八人校あった。静岡県浜松の用行義塾、八幡島学校、沼津の集成舎、佐野郡倉真村の冀北学舎、三重県山田の宮崎学校、和歌山県和歌山の自脩学舎、日進学舎、京都の同志社、青森県弘前の東興義塾、陶化学校、山形県の米沢学校等が著名である。

七七年、和歌山の自脩学舎が私立中学校に転記。七八年から七九年にかけて飯尾学舎（千葉県）、明治学校（名古屋）、冀北学舎、杏村舎（大阪）、東興義塾、米沢学校が転記されて私立中学校になった²⁾。

かくして教育令の公布を待たずして「学制」二編に規定された外国語学校は消滅し、あげて中学校とされたのである。七九年の「教育令」から外国語学校の種類がなくなり、八〇年代になると中学校と並立する外国語学校は消滅した。

二 漢学塾と決別

学校と塾の違い

「学制」に「官立私立ノ学校及私塾家塾ヲ論セス其学校限り定ムル所ノ規則云々」（第四章）とあるから広義の学校の中に狭義の学校と私塾と家塾が包含されるのである。では狭義の学校と私塾家塾はどこが違うのか。私塾家塾は私宅で教えるもので免状ある教師が教えるものが小学私塾、中学私塾、無免許教師の塾が小学家塾、中学家塾と「学制」では規定されている（第二十八章、第三章）。となると狭義の学校は私宅教授であつてはならない。少くとも特定の教場、校舎を持つものでなければならない。しかし教場、校舎を想定した条文は「学制章程」にはない。

規定はないが、暗黙の了解で、各地で校舎の建築がはじまった。だが独立の校舎は簡単にはたてられない。そこで神社寺院に暫定的に間借りするものが続出した。こうした実情をみて、文部省は「神社寺院ニ於テ開ク学校ハ私宅ニアラザルヲ以テ総テ学校ト称スルヲ得ヘシ」（明治六年三月、学制二編一五八章）とした。かくして私宅以外の教場・校舎を持つものが私立学校に私学という用語が興ったのである。東京都公文書館に「明治六年・開学願書」「明治六年・開学願書・私学之部」の簿冊があるが前者は私塾、後者には中村敬宇の同人社等の教場を持つ私学書類が綴じら

れている。

ところで同人社と言っても中村敬宇の邸宅の一部が教場になつているに過ぎなかつた⁽²¹⁾。東京新錢座の攻玉社は慶心義塾が三田に移転した後に入つたのであるが、これは旧有馬家の中屋敷であつた。この屋敷が攻玉社の校舍と寄宿舎になつたが校主・近藤真琴の住居もこの中であつた⁽²²⁾。三田の旧島原藩邸に移つた慶心義塾はこれと比べものにならない広大な敷地であるが、この校地内に福澤諭吉の私宅があつた⁽²³⁾。私立中学校に登記されている兵庫県養父市八鹿町に現存する青谿書院を訪ねたことがある。塾主・池田草庵の住宅が校舍であり、広間が教場、狭い二階が寄宿部屋であつた。私宅で教えるものが私塾、特定の教場を持つものが私立学校、即ち私学とされたが、右に見る如く当時の建物はこれを明確に区別できる状況ではなかつたのである。校地の中に校長の私宅がある私立学校の風景は現在まで見るこゝとができる。

前述の如く私塾家塾の別は教師の免状の有無で分けたが、一ヶ月後には

筆字算術素読授与之類モ家塾同様可心得候事(明治五年九月 日欠・文部省達第一七号)

と加えた。よつて以後、旧寺子屋は家塾、より上級の洋漢学塾は私塾とされた。東京都公文書館所蔵の「明治六年・開学明細書」はそのようになつている。

私立学校の規定

明治五年九月の「文部省日誌二号」に次のようなやりとりがある。

群馬県からの伺

学制中第十四章官立私立学校云々ト有之候ハ中学区中二百十小学校ノ外ヲ私立ト相心得可然哉

右へ指令

中学区中二百餘二分ツハ小学ノ普及ヲ欲スル目途ナレハ官立私立ヲ不論其数ニ充ルヲ期スヘシ

但官費ヲ以設立スルモノハ官立民費ヲ以テスルモノハ私立ト可相心得事⁽²⁴⁾

官費のものは官立学校、民費のものは私立学校とまことにわかり易い分類にみえるが、実は官費、民費の理解が混乱していたのである。

七三年から文部省は小学児童一人九厘の小学扶助金を府県に交付した。これは官費だが府県を通じて、目下建設中の全国の小学校に扶助しようとしたのである。当時、小学校は住民に課賦する民費(後の町村税と思えばよい)、寄附金、積金利子等で建設を進めていた。そこへ少額ながら官費が流れ込んできたのである。文部省は「官ノ扶助アルモノハ私費半バ過グトモ公学ト称スベシ」

(明治六年四月一七日、布達五一号)とした。しかし少額の小学扶助金は学区取締の給料や旅費に費され、小学校にまで行き渡らない所があつた(例・木更津県、長野県、岐阜県)。官学、公学、私学の使用は混乱するばかりである。

中学校には扶助金がない。若松県では県令が人民に献金を求めて共立学校をたて「仮二公立学校トナシ中学校ト看做シ」た。若松中学校である。一方、県民の献金した授産費の利息金でできた和歌山県の開知中学校は私立中学校とされた。公立、私立の使用例はこのように不規則であつた⁷⁵⁾。

ここにおいて文部省は七四年八月二十九日、「布達二号」を發した。

学校名称ノ儀区々相成候テハ不都合候条官立学校(当省定額金ヲ以テ設立シ直チニ管轄スルモノ)公立学校(地方学区ノ民費ヲ以テ設立保護スル者又ハ当省小学委託金ノ類ヲ以テ学資ノ幾分ヲ扶助スルモノ)私立学校(老人或ハ幾人ノ私財ヲ以テ設立スルモノ)ノ三種別判然可相立此旨布達候事

右は以後六十数年間の日本の学校設置種別を定めたことで意義があり、地域住民の奉金による施設機関を公立とした点において劃期的であるが(旧来の公は人民からみてお上の観がある)、私立学校については問題を孕んでいる。即ち「老人或ハ幾人ノ私

財ヲ以テ設立」という箇所である。近世後期から明治維新にかけて全国的にできた漢字塾は一人の学者によつて設けられたものである。これと並んで数人の有志が出資したり協力し合つてできた共立学校、共同学舎、義塾といった民間の学校、学舎が明治維新时期にできた。『老人或ハ幾人ノ私財』はこの二者を一つにして私立学校とするものである。

七四年九月三日、文部省は従来家塾と私学、私塾の開業手続きが違つたものを(家塾の開業は簡易であつた)一括して

従前私塾家塾ト称呼者総テ私立学校ニ候条此旨可相心得事
と達した(達二二号)。

有志共立の私学は洋学校に多く、一個人の私塾は概ね漢字塾である。よつて共立私学は私立外国語学校になり、漢字塾は私立中学校になった。七〇年代の私立中学は殆んど漢字塾である。

中学校設置の要望

明治五年八月の「旧学校悉皆廢止令」(文部省達一三三号)、同年同月の「中学校設置之儀ハ小学普及ノ後」という「文部省日誌」の記事⁷⁶⁾をみても、これを無視して旧藩校を中学として残すものがあつた。福井藩立中学校→第二学区自第二六番至第二九番連区中学。津山藩校修道館→北条泉変則中学成塾学校、鳥取藩校尚徳館→鳥取泉変則中学等である⁷⁷⁾。

新しい中学教育をはじめた所もある。和歌山県では政府の意を受けて旧藩校学習館に続く県学校を一たん廃止したが「学生ヲシテ一朝廢学セシムルニ忍ビザルノ情况」により、十四歳以上の生徒を小学等外生として明治五年十月十三日から中学の仮授業をはじめた⁽³⁸⁾。

京都府は明治五年十一月五日、参事榎村正直、知事長谷信篤の連名で仮中学の設置を願ひ、官金を使わないことを条件に許可を得た⁽³⁹⁾。設置の理由は十五歳を過ぎた青年には中学の修業をさせねばならぬと言つものである。

岐阜町でも

小学教フル所ノ書籍已ニ読了リ中学ノ門ニ進歩セント欲スル生徒モ亦少ナカラズ

として仮中学の設置を県に請願している⁽⁴⁰⁾。相川県(佐渡)では県学脩教館を改称して仮中学として、和漢洋学の変則教則で授業を進めた⁽⁴¹⁾。

金沢藩は幕末以来各種の学校をつくり、明治三年から四年にかけて藩立中学校をつくつたが明治五年四月、閉校した⁽⁴²⁾。明治七年の「石川県学事年報」は述べている。

当県ハ士族殊ニ多ク旧藩以来中学ヲ設立シ茲ニ就学スル者許多コレアリ然ルニ学制發行已降専ラ小学ヲ配置シ一時旧校ヲ閉ツルヲ以テ青年ノ徒卒然方向ヲ失シ袖手徒食竟ニ目途ヲ

誤ルニ至ラントスルヲ恐ル⁽⁴³⁾。

発足当初の文部省官員は革新の意気に燃え、発想が斬新であるが非現実的であり、硬直した所がある。古い教育を一掃せよ、順序を踏め、小学が普及してから中学へ進めと言うが、小学が普及する間、中学相当年齢の青年の教育を無為とするのか、士族の子どもは幼少時から四書の素読を受けている。今更ながら綴字^{かづかひ}、習字^{びんがらひ}、修身口授^{しんしんこうじゆ}、単語暗誦^{たんごあんじゆ}などの「小学教則」を受けずがない。士族の子どもも、学齢を超えた青年も新しい学校制度のもとでは行き場がなかった。前述の石川県の訴えはこれを鋭く指摘しているのである。たとえ仮教則でも変則でも中学校設置の要求は地方府県から澎湃として起こつたのである。

漢学塾を私立中学校と登記

こうした地方からの訴えを受けて文部省の中学設置の方針は変化しはじめた。

已に上等小学ノ課程ヲ卒リ将ニ中学ニ従事セントスルノ輩七大学区内踵相接グニ至レリ奈何セン全国ノ設備普カラス教育ノ方法猶未タ尽サズルヲ以テ銳意篤志ノ者アリト雖モ本業ヲ遂クルニ由ナク徒ニ拱手ノ歎ナキヲ免レズ是ニ由テ之ヲ觀

レハ今ヨリ宜ク各府県ニ於テ更ニ中学ヲ開キ爰ニ向学ノ線路ヲ洞通シ以テ益人智ヲ誘導シテ駸々上達ノ域ニ赴カシムヘキナリ（『文部省第二年報』明治七年）³⁴

「中学設置は小学普及の後」から「向学ノ線路を洞通」するため積極的に「中学を開け」に転換したのである。ただし具体的な中学像は示さなかった。さきの官立公立私立の三種別を受けて私塾家塾はすべて私立学校とし、その開業は地方官が聞届け、書類を三月まで文部省に送ればよいとした（明治七年九月二三日、文部省達二二五号）。つまり、すでに開業願がでた私塾、家塾を私立学校としてそれを小学校、中学校、外国語学校にふり分けて登記し、その書類が文部省に届けば即ち学校が認可されたことになるという前述の「公私学校表」が成立したのである。「学制」発足当初に比べて如何にも容易簡便な学校設置である。こうして一八七四年から八〇年までに九五一の私立中学校が文部省によって公認されたのである。その大半は漢学塾であった。この時期私立中学校が集中したのは東京府で、四七三校、全国の五〇パーセントである。うち国漢学塾は二〇三校、四三・一パーセントである³⁵。東京の漢学塾の広さは平均一四・五坪、一教場平均生徒数四十数人であるから、日時を替えて少人数で授業をしたものと思われる³⁶。

「中学ノ品格ヲ具ヘザル」漢学塾

七八年、東京府を巡視した文部自学監タビドマレーは府下の私塾、寺子屋が旧来の教授法を墨守して新しい教科教則を受けつけないとし、これを私学の弊害と指摘した³⁷。また「教育令」の先行案の一つとなった「学監考察日本教育法及同説明書」³⁸でも中学学科について述べている。

東京府学務課は管内の漢学塾を私立中学校に登記しておきながらこれを中学とは認めていなかった。七八年三月、学務課が府の中学校設立を起案した際

本府小学生追々卒業致し候に付而は中学之設なかるべからず
と述べている³⁹。漢学塾は暫定措置でいずれ、処分しなければならぬものであった。

文部省は七八年、七九年頃から私立中学校の中に「中学ノ品格ヲ具ヘザルモノ」があると指摘するようになった⁴⁰。それは教則らしい教則を持っていない漢学塾をさしている。

この時期、文部省は中学教則の素案をたてていない。学監マレーの案があるだけである⁴¹。しかし各府県に漸く設立された公立中学校は独自の教則をつくりはじめていた⁴²。これらは府県の「学事年報」や「文部省日誌」に載っているから文部省は充分に知っていた。

漢学塾を各種学校に転記

七九年の「教育令」は学校の種類を

小学校中学校大学校師範学校専門学校其他各種ノ学校(第二
条)

とした。「学制二編」にあつた外国語学校と神官僧侶学校がなくなつて「各種ノ学校」が登場した。前述の学監マレーの案では「何人ヲ論ゼズ私費ヲ以テ各種ノ学校ヲ設立スルコトヲ得ベシ」⁽⁴³⁾と言つたもので、法令に定める学校種類の外、どのような学校をつくつてもよいという意味にとれる。しかし教育令に言う「各種ノ学校」は「各種学校」という一つの学校種類のように理解され、統計上、そのように用いられるようになった。各種学校だから各種の学校が網羅されてはいる。八一年の「各種学校学科概別表」を見ると漢学、英学、独逸学、理化学、農学、航海学、習字、手芸等、実に二四種類が挙つているが、漢学が圧倒的に多く、八六八校を数える⁽⁴⁴⁾。

『文部省第八年報』は言つ。

(漢学塾などは)教授科目等ノ完備セザルモ其程度ノ稍々高等二位スルモノニシテ、仮ニ中学校中ニ計入セシ私立学校ノ如キハ概ネ皆中学校ノ正格ニ合セザルヲ以テ其主眼ノ学科ニ由リ之ヲ査別シテ各種学校ノ部ニ計入セリ⁽⁴⁵⁾。

かくして漢学塾は中学校の範疇から除外された。中学校は漢学塾、私塾と決別したのである。

三 師範学校からの独立

『学制』の師範学校

「学制」に師範学校の事があるが、「中学」の項にある。

小学校ノ外師範学校アリ此校ニアリテハ小学ニ教ル所ノ教則及其教授ノ方法ヲ教授ス当今ニ在リテ極メテ要急ナルモノトス此校成就スルニ非サレバ小学ト雖モ完備ナルコト能ハス故ニ急ニ此校ヲ開キ其成就ノ上小学教師タルノ人ヲ四方ニ派出センコトヲ期ス(第二九章)

決意と願望がないまぜになつた、およそ法規らしからぬ文言である。師範学校という独立の項目を立てるのでなく「中学」の最後に附けたりのように書かれているし、「小学ノ外、師範学校アリ」と小学と同列の学校のようにも読める。学制全体の構想の中に急遽挿入した感はまぬがれない。

こうしたことが教員伝習所を小学校に附設したり、中学校と同

居させたりする以下のことになる。

教員伝習所と本部学校

「学制」実施の最大眼目は小学校の普及にあったが、新しい小学校の教育をいかに進めるかについて具体案がなかったため、まず小学教員の養成を「当今著手第一中ノ尤急務⁴⁴⁾」としたのである。そのため、東京はじめ各大学区本部に官立師範学校をたてたが、これで全国の小学校教員を充足できる筈がない。府県は短期養成の教員伝習所（講習所ほかさまざまな名称がある）を管内につくった。

教員伝習所のつくり方はさまざまだが、中学区の中心地にある模範的小学校に併設する例が多かった。熊本県の中学本部小学、神奈川県第一号（第四号師範、長野県の中学予科学校などがそのうちであり⁴⁵⁾）、静岡県の師範講習所は各中学区の一審小学に置かれた⁴⁶⁾。

小学校は小学区ごとにたてられたが、小学設置開校の推進役は中学区ごとに選ばれた学区取締である。その事務所が各中学区の本部学校で学区内の教育行政を行った。熊谷県の中学本部学校もそうだが、浜松県や北条県の中学（学校ではない）、鹿児島県の本学校など、いずれも教育行政機関であった⁴⁷⁾。

筑摩県・長野県の場合

筑摩県では一八七三年、中学区を区画した際、早くも中学設置の位置を決めた。それは中学区本部のある第一審小学で、区内教育行政の中枢、学区取締の詰所でもあった。筑摩県第一中学区第一審小学開智学校には尋常小学兼英語科が置かれ、これが変則中学になり、七七年には長野県師範学校松本支校になり、七八年、長野県第十八番中学校になる⁴⁸⁾。長野県も早くから中学設置の位置を決め、そこを中学区本部とし、将来の中学を予定した中学予科学校をたてたが、七五年、長野県師範学校ができた時、予科学校をすべて師範学校とした⁴⁹⁾。八三年に長野にあった師範学校を松本に移し、八六年には、これをまた長野に戻し、松本に尋常中学校を開いた⁵⁰⁾。位置と校舎からみれば師範学校と中学校の交替を繰り返しているのである。それは当時の師範学校と中学校が教育目的、内容からみて似ているからである。師範学校は教師養成、中学校は高等普通教育とされていたが小学校教師はより高い普通教育が求められたから両校の教育内容は基本的に同じであった。恒常的に小学校教員が不足していたから中学校卒業生が教員になることも例外ではなかった。「学制」では師範学校・中学校卒業の免状を得た者が小学校教員になれると云っている（第四〇章）。県内の優秀な少年を集め得る位置に両校を置こうとしたのも必然であった。

師範学校予科から中学校へ

師範学校予科、予備科が中学校になった例には次のようなものがある。

- 師範学校予科 → 岩手中学校 (盛岡)
- 中学師範予備科 → 秋田中学校 (秋田)
- 師範学校併設予科学校 → 福島県第一・第二・第三・第四中学校 (福島・会津若松・三春・磐城平)
- 栃木師範中学校附属予備学校 → 栃木中学校 (都賀郡園部村)
- 師範学校予備学科 → 利根川学校 → 群馬郡中学校 (前橋)
- 小田原師範学校中学科 → 小田原中学校 (小田原)
- 変則中学校 → 教員講習所 → 致遠中学校 (富山)
- 師範学校内中学予備学科 → 中学校 (甲府)
- 蕪山師範分校 → 蕪山中学校 (蕪山)
- [教員養成] 舜養学校 → 師範浜松支校 → 県立浜松中学校 (浜松)
- 師範学校内中学課 → 静岡中学校 (静岡)
- 教員伝習所附設変則中学科 → 松江中学 (松江)
- 岡山師範学校変則中学科 → 岡山中学校 (岡山)
- 名東県師範学校附設変則中学校 → 徳島中学校 (徳島)
- [教員伝習所] 成章学校 → 高松中学校 (高松)
- [師範] 陶治学校附設変則中学 → 高知中学校 (高知)

(53)

このように師範学校予科ないし予備科から中学校が分離独立するのは一八七八年から八〇年にかけて多く、地域的には奥羽・関東から西に行われるが、九州ではこのような状況は見られない。

師範学校の法制化

一八七九年の「教育令」は学校種類の一つとして師範学校をあげ、その目的を「教員ヲ養成スル所」と規定した(第六条)。府県が便宜、公立師範学校を設置する事以下、公立小学校教員は師範学校卒業生たることを原則とするまでを規定した(第三三三―八条)、翌八〇年の「改正教育令」はこれをさらに強化し、

各府県ハ小学校教員ヲ養成センカ為ニ師範学校ヲ設置スヘシ(第三三条)

小学校教員ハ官立師範学校ノ卒業証書ヲ有スルモノトス(第三八条)

とした。ここに私立師範学校は事実上締め出されることになり、小学校教員養成機関としての公立師範学校が法制上確立した。これまでの中学校の一種か、もしくは小学校の模範校 Normal School かの曖昧さがなくなり、教員養成のため Teachers College になったのである。「教育令」「改正教育令」における中学校と比較すると中学校の目的は高等普通教育であり、設置者は府県町村であろうと民間人であろうと自由であった。

師範学校教則大綱

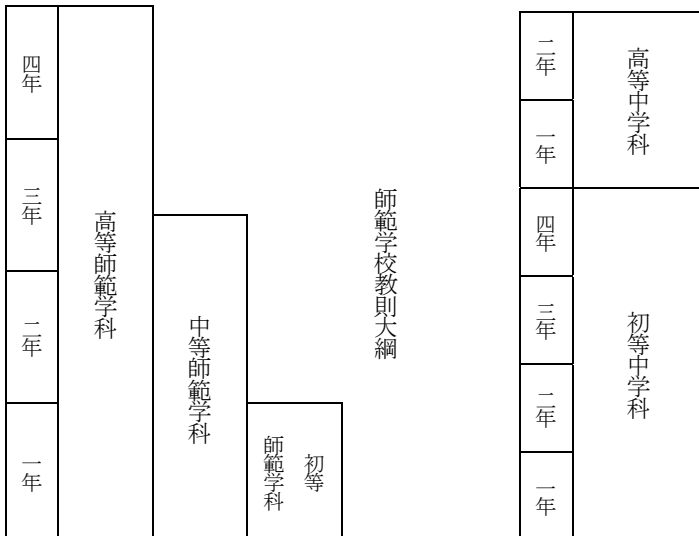
八一年、「小学校教則大綱」「中学校教則大綱」に次いで「師範学校教則大綱」（八月一九日文部省達第二九号）がでた。「師範学校教則大綱」は「小学校教則編領」の小学初等科、中等科、高等科の三段階に対応して初等、中等、高等の三等とし、修業年限と教員資格を次のようにした。

- 初等師範学科 一ケ年 小学校初等科教員
- 中等師範学科 二ケ年半 小学校初等科中等科教員
- 高等師範学科 四ケ年 小学校各等教員

「中学校教則大綱」による修業年限と対比図示すれば〔図1〕のようである。

入学資格については中学校、師範学校いずれも「小学中等科卒業以上の学力ある者」であるが、師範学校にはそれに「年齢十七年以上」という条件がついていた。「土地ノ情况ニ因リ十五年以上トスルモ妨ケナシ」（第八条）という例外規定が附されていたが、最短期限で見れば小学中等科を卒業して進学する年齢は十二歳である。学齢期間に幅があり、進級が難しかったから卒業年齢は一般に高かった。とは言え八〇年代には十二歳卒業の優秀見もないことはなかった。師範学校はこれらを閉めだすことになる。

〔図1〕



小学校教員が若輩であつては困るといふ配慮が働いたのである。『学制』に示された小学校教員の年齢は二十歳以上である(第四〇章)。「教則大綱」の言う十七歳入学は四年の修学で符節が合う。

八三年の「府県選挙師範生徒募集規則」(明治十六年四月二十八日、文部省達第六号)で小学師範学科を志望する者は「小学高等科卒業以上ノ者」(第二条)と改正され、入学年齢は最年少十五歳に引き下げられたが、小学中等科卒業で入学できる中学校と入学資格で異なる進学の道筋がついた。同じ中等学校と概念化される中学校と師範学校に格差を生じさせる端緒である。

尋常師範学校

一八八六年、「師範学校ハ教員トナルヘキモノヲ養成スル所」(師範学校令第一条)と規定された。「教育令」の「教員ヲ養成スル所」よりも強い口調である。師範学校は高等と尋常の二種からなり、高等は国費により、尋常は地方税によるとされた(二条〜四条)。中学校も高等と尋常の二種であるが、これは諸学校令全体の文言の形式統一であつて、設置維持費からみると違ふ。即ち高等中学校が国費と設置区域府県費の合計(後に変るが)、尋常中学校が地方税の支弁または補助で高等も尋常も私立学校を

認めているのに対し、師範学校は、官立と府県立以外は認めないのである。

尋常中学校への地方税は支弁または補助であつたから生徒は府県が決めた授業料を払わなければならなかつたが、尋常師範学校の生徒に授業料はなかつた(師範学校令第九条)。その上、全寮制になつたため食住費も地方税で負担し、被服、日用品、学用品が貸与され、医療費、日常、及び休暇中の食費、手当てでも支給された(明治十九年六月四日、府県に対する文部省訓令四号)。まさに至れり尽せりの待遇で、その負担はあげて地方税にかつた。尋常師範学校、府県立尋常中学校が各府県に展開した一八八七年から八九年の両校の一枚当り平均歳出費をみると(表1)の通りである。例年、中学校への歳費の二倍以上が師範学校に支払われたのである。

これだけの府県費に上る待遇を受ける以上、尋常師範生徒が府県の教育に資するのもまた当然である。卒業生は十ヶ年、教職に従事することが義務づけられ、そのうち五年は府知事県令が指定する学校に奉職することになつた(明治十九年五月二十八日、文部省令一一号尋常師範学校卒業生服務規則第一条、第二条)。

〔表1〕1887～89年尋常師範学校・公立尋常中学校の1校当り平均歳出額

年度	尋常師範学校			公立尋常中学校		
	歳出総額	学校数	1校当り平均歳出額	歳出総額	学校数	1校当り平均歳出額
1887年	68万1,090円	45	1万5,135円	28万2,924円	43	6,580円
1888	77万5,934円	46	1万6,868円	28万5,135円	41	6,955円
1889	77万0,839円	47	1万6,401円	32万0,140円	43	7,445円

『文部省第15年報』～『第17年報』による。

歳出総額、1校当り平均歳出額は錢を四捨五入。

外景からみた師範学校と中学校の違い

これより前、一八八三年に「府県立師範学校通則」（文部省達一二号）、八四年に「中学校通則」（文部省達二一七号）がでて、両校の施設設備の基準が示された。教場、物理化学の実験室、器械標本類、体操場、生徒扣所、職員詰所等は両校同じだが、中学校が「生徒ヲ寄宿セシムル」場合、寄宿舎を設けるのに対し、師範学校は寄宿舎と食堂を必置とした。この時から師範学校の全寮制は指向されたのである。さらに府県立師範学校には生徒実地練習のための、また管内小学校の模範となるべき附属小学校の設置が命じられた。

既定のことであつたためか、師範学校令に寄宿舎と附属小学校の付設についての規定はないが、八八年の「尋常師範学校設備準則」（八月二十一日、文部省訓令一号）をみると全生徒収容の寄宿舎は洋式で寝室はベッド、毛布（一人五枚）、自習室はデスク、椅子。食堂もテーブル、腰掛という工太豆であつた。尋常中学校の設備規則は師範学校より後れて九一年にでたが、寄宿舎は自習室と寝室を区別すること、舎監室、食堂、浴室等を備えること等が指示されたが備品等についての細目はない（十二月十五日、文部省令一〇号）。九一年には尋常師範学校の附属小学校規程がでて附属小学校は管内最多数児童の小学校設備を例として小学校設備準則（十一月、文部省令一五五号）に準拠するように定められた。

かくして中学校が校舎と規模格好が整わない寄宿舎（ない場合

もある)で成り立っているのに対し、師範学校は定められた寄宿舎と府県内最大規模の附属小学校を持つ府県立学校になった。

違う両校生徒の風姿

八六年の「師範学校令」(勅令二三号)「小学校令」(勅令一四号)「中学校令」(勅令二五号)とそれに基づく省令規則等を参観すると尋常師範学校と尋常中学校の入学資格と修業年限は次のようになった。

中学校……高等小学二学年卒業の学力ある者で十二歳以上、

五力年在学

師範学校……高等小学校卒業以上の学力ある者で十七歳以上

二十歳以下、四ヶ年在学

新令によって小学校が尋常四年、高等四年になったから、こう変わったのであって、旧則の小学校六ヶ年の課程をへて中学へ進学するという入学資格、年齢十二歳以上ということとは変わらない。だが修業年限は初等科四ヶ年が尋常科五ヶ年に延長した。師範学校の教則は旧則の初等一ヶ年、中等二ヶ年半、高等四ヶ年の三段階を一擲して一律四ヶ年にしたので入学資格も例外がなくなった。そして全員、高等小学校卒業以上の学力で年齢十七歳以上二十歳以下となったのである。中学校入学資格

のゆるやかさに比べて師範学校の入学資格は厳格になったと言える。当時は小学校入学年齢に幅があり、進級がきびしかったから高等小学二年卒業生が最短の十二歳ばかりではなかったが、十二歳少年もいる中学一年生と十七歳の青年を最低年齢とする師範学校生は外見上、容易に見分けがついた筈である。

前述の師範学校生徒への学費支給によって冬夏被服、外套、靴等が貸与されたので師範生徒は洋式制服で統一された。中学校でも制服が制定されたが、自弁であったため強制力はなかった。両者の違いは歴然としていた。

現職教員も通う師範学校

十二歳の高等小学二年で進学できる中学生は、十七歳には高等なる専門学科に登れる可能性を持っている。ただし学資の供給者を持った者でなければならぬ。一方、師範生は学資も生活費もいらぬが、高等小学校卒業の学歴がなければならぬし、最短の十四歳で卒業したとしても十七歳まで待たねばならない。卒業後は小学校教員の服務に縛られる。師範学校の入学志望者は政府の企図に反して少なかった。八七年の在籍生徒数は予定定員を大きく下廻って一、八〇〇余名、石川、長崎、宮城三県を除く外は各校定員に達するものなく、岐阜、愛知、岩手、青森、長野五県の如きは定員の半数に満たなかった⁵⁴。八八年、一、四一五名不足。埼玉、栃木、山形、石川、富山、徳島、長

崎、佐賀の八県を除く外はいずれも定員不足⁵⁵⁾。八九年、不足一、六三二名で、「年々却リテ不足ヲ増スノ状況アリ府県ハ当ニ生徒補充ノ策ヲ講セサルヘカラス」と文部省は訴えた⁵⁶⁾。在籍定員の不足は当然、卒業予定者の不足になり、ひいては小学校教員の不足をきたす。ここにおいて文部省は一八九二年、学科課程の改訂とともに、これまでも実際に行ってきた現職教員の再教育である小学校教員講習科を師範学校に附設した(七月十一日、文部省令八号第四条、及び同説明)。以上によってみれば、師範学校は現役の生徒の外に現職小学校教員がしばしば通学していたので、中学校生徒とは余程、趣を異にするようになった。

尋常師範、尋常中学校の発足

七〇年代後半に、臨時的な教員養成所から脱皮した師範学校が各府県に設置され、「改正教育令」の必置命令で八三年には各府県一箇以上が設置された⁵⁷⁾。これらの師範学校は八七年までに各道府県一箇の尋常師範学校になった⁵⁸⁾。

尋常師範学校は道府県必置であったが、尋常中学校はそうではなかった。「尋常中学校ハ各府県ニ於テ便宜之ヲ設置スルコトヲ得」(中学校令第六条)となっていて、つくってもつくらなくてもよいのである。ために神奈川県は九六年まで、埼玉県は九五年まで尋常中学校をつくらなかった。北海道、香川県、鹿

児島県も八〇年代にはつくっていない。宮城県と新潟県は八八年から九二年まで四年間、中断があった⁵⁹⁾。町村立の尋常中学校は禁じられたが(中学校令九条)、私立は放任されたので私立尋常中学が出来た。その中で「諸学校通則第一条」の条件を満たして府県立学校と同等とする府県管理学校も続出した。八九年までにできた府県管理の尋常中学校は次の通りである。

八七年設置

- 群馬県 群馬県尋常中学校
- 京都府 京都府尋常中学校
- 奈良県 吉野尋常中学校 郡山尋常中学校
- 広島県 広島尋常中学校 尋常中学福山誠之館
- 福岡県 豊津尋常中学校

八八年設置

- 岐阜県 斐太尋常中学校
- 愛媛県 伊予尋常中学校

八九年設置

- 高知県 尋常中学海南学校
- 福岡県 尋常中学校修猷館 久留米尋常中学明善校⁶⁰⁾

その後も府県管理学校の設置は続く。

私立尋常中学校は東京府に一箇、新潟、石川、山口、熊本の四県に各一箇、山形、長崎一県に各二箇⁽⁶¹⁾。尋常中学校は尋常師範学校とは全く違う論理で設置されていたのである。

尋常中学校の設置位置

八〇年代の師範学校は府県内の小学校教育を指導する役割を担っていた。よって府県内にある学務課と近接する必要があった。学務課長が師範学校長を兼務する場合(師範学校令第七条)も便利である。これに対し、尋常中学校は府県庁所在地にこだわらない。町村立中学校を県立に直した滋賀県尋常中学校は彦根町に⁽⁶²⁾、中播六郡連合中学を県立に直した兵庫県尋常中学校は姫路市にたつた⁽⁶³⁾。ともに大津、神戸という商業的県庁所在地から隔った県東西の地で旧城下町である。長野県尋常中学校は旧県立長野中学が直つたものであるが、県庁がある旧長野中学本校に松本にあった師範学校を移し、城下町にある中松本校に尋常中学校をたてたのである⁽⁶⁴⁾。

尋常中学創立を機に断然、その位置を移転したのは青森と福島の両県である。県立青森中学は県庁のある青森にあった。旧津軽藩の城下町である弘前は県文化の中心地であると自認していたので、ここに中学誘致の運動を起し、八九年、弘前市に青森県尋常中学校を誕生させた⁽⁶⁵⁾。福島県には県立福島、若松、

平の三中学校と町村立田村中学校があつたが、「中学校令」を機に若松、平、田村中学校を廃止し、県庁にある福島中学を福島県尋常中学校とした。その時から福島が県北に寄り過ぎるとして県の中央で交通の要地・安積郡桑野村(現郡山市)に移転させようとする運動が起つた。反対論もあつたが、八六年十二月に校舎が焼失したので桑野村に新校舎を建設し移転した。桑野村は幕藩時代、原野であつたが明治初年に二本松藩土族をはじめ各地の土族が移住した開拓地である⁽⁶⁶⁾。

「諸学校通則」一条によつてできた府県管理中学校は旧藩主家、有力士族等による教育義会がたてたので旧藩城下町にたつたものが多い。大和郡山、広島、福山、豊津、伊予(松山)、海南(高知)、修猷館(福岡)、久留米などの尋常中学校がそれである。旧藩の教育、士族との因縁が尋常中学校につながるのである。

八六年まで師範学校と校地を共有していた岐阜県の華陽学校は尋常師範学校、尋常中学校と制度上、二つの学校に別けたが、九八年まで同地に同居した。九九年、師範学校が隣接する加納町に移転する⁽⁶⁷⁾。これに対し、同じく両校が同居した山梨県の徽典館は八八年、山梨県尋常中学校が甲府市内錦町に新築移転した⁽⁶⁸⁾。

かくして師範学校と中学校は校舎の外景からみても生徒の風姿からみても県内の位置からみても違った学校になった。中学

校は師範学校から独立したのである。

まとめ

一八七二年発足の中学校は、日本語による学校と外国語によるものの二本立てであったので、外国語学校が各地にできた。

七七年、経費節減のため、官立英語学校が廃止になり、公私立の外国語学校が次々に中学校になったので、八〇年代に入ると中学校としての外国語学校はなくなった。

「学制」発行後、旧藩校を中学校にしたものがわずかながらあったが、士族の少年の学習の場が途絶えた。そこで各地から中学校設置の声があがった。文部省はこれに応じて各地の漢学塾や漢文学校を私立中学校と認めた。しかし文部省や府県学務課の幹部はこれを「中学ノ品格ヲ備エザルモノ」として忌避し、八〇年代はじめにこれらを各種学校とした。

「学制」実施直後、師範学校は教員伝習所等の名で中学区本部につくられた。中学校設置は控えられていたから、師範学校予科としてこれに同居した。七八年から八〇年にかけてこれら予科から独立して中学校になるものが続出した。八一年から八五年にかけて師範学校の法制化が進み、入学資格、修業年限、

等級について両者の違いが大きくなった。八六年の「中学校令」

「師範学校令」以後、違いは決定的になり、両者は決別する。

七〇年代末の外国語学校の消滅により、中学校は日本語、外国語両立制から単一コース制になった。次いで漢学塾を各種学校に追いやることで学校らしい中学校に甦った。また中学校は師範学校予科から脱皮独立しつつあったが、八〇年代の両者の法制化によって完全に分かれ、別箇の学校として歩むことになったのである。

注

- ① 内閣記録局『法規分類大全・学政門』原書房（原本明治二十四年、覆刻一九八一年）四〇—四二頁。
- ② 拙著『日本における中学校形成史の研究（明治初期編）』（多賀出版一九九三年）一八三頁。
- ③ 前掲『法規分類大全・学政門』四頁。
- ④ 国立国会図書館蔵大木喬任文書「文部卿訓辞控」。本論は井上久雄『近代日本教育法の成立』（風間書房一九六九年）一九—三三頁所収のものによった。
- ⑤ 以上のことは前掲『日本における中学校形成史の研究（明治初期編）』（二八七—二六八頁）に詳述した。外国語学校数、中学校数は三六八頁と三六二頁。
- ⑥ 拙論「明治初期における官立英語学校顛末」（『アジア文

- 化七号」アジア文化総合研究所一九八二年)
- ⑦ 前掲『日本における中学校形成史の研究(明治初期編)』三四八—三五六頁。
- ⑧ 日本近代教育史料研究会編(代表佐藤秀夫)『編集復刻日本近代教育史料大系第二巻』龍溪書舎、一九九四年、三七七頁。
- ⑨ 前掲拙論「明治初期における官立英語学校顛末」(「アジア文化七号」アジア文化総合研究所一九八二年)
- ⑩ 前掲『日本における中学校形成史の研究(明治初期編)』四一七—四一八頁。
- ⑪ 前掲『編集復刻日本近代教育史料大系第二巻』三七八頁。
- ⑫ 「宮城県国史」(宮城県『宮城県史三三・史料集四』一九七五年)、三三八頁。
- ⑬ 愛知県教育委員会編『愛知県教育史・資料編近代一』一九八七年、七二七頁。
- ⑭ 中野城水『新潟県教育史・上』新潟県教育会、一九四六年、三六五—三六七頁。
- ⑮ 広島県立国泰寺高校編『広島—中国泰寺高百年史』一九七七年、一三三頁、二〇頁。
- ⑯ 長崎県教育会『長崎県教育史・上』一九四二年、六九七—七五八頁。
- ⑰ 前掲『日本における中学校形成史の研究(明治初期編)』四二一—四四四頁。
- ⑱ 前掲『日本における中学校形成史の研究(明治初期編)』三四八頁。
- ⑲ 前掲『日本における中学校形成史の研究(明治初期編)』

- 三六一、六〇一頁。
- ⑳ 前掲『日本における中学校形成史の研究(明治初期編)』三四九—三五六頁。
- ㉑ 高橋昌郎『中村敬字』吉川弘文館人物叢書、一九六六年、一—一六頁。山川菊栄『おんな二代の記』平凡社東洋文庫、一九七二年、二八頁。
- ㉒ 『攻玉社百年史』攻玉社学園、一九六三年、二二—二三頁。
- ㉓ 『慶応義塾百年史』慶応義塾、一九五八年、三四—三三七頁。
- ㉔ 佐藤秀夫編『明治前期文部省刊行誌集成第一巻』(歴史文獻、一九八一年、一四—一五頁)。
- ㉕ 前掲『日本における中学校形成史の研究(明治初期編)』二七七—二七九頁。
- ㉖ 前掲『明治前期文部省刊行誌集成第一巻』一八一—一九頁。
- ㉗ 拙論「学校建設の方針」(荒井明夫編『近代日本黎明期における就学告論の研究』東信堂、二〇〇八年、一一—二〇—一二三頁)。
- ㉘ 『府県史料・和歌山県史料・和歌山県史案第一編政治学制』(国立公文書館蔵)。
- ㉙ 『府県史料・京都府史料二四政治部学校』(国立公文書館蔵)。
- ㉚ 『府県史料・岐阜県史料一六岐阜県史稿学校』(国立公文書館蔵)。
- ㉛ 『明治七年・相川学事年報』(『文部省第二二年報』三二—三三頁)。
- ㉜ 前掲『日本における中学校形成史の研究(明治初期編)』

- 一〇〇—一〇五頁、一〇九頁。
 (33) 『明治七年石川県学事年報』（『文部省第二年報』）一三九頁。
 (34) 『文部省第二年報』一頁。
 (35) 前掲『日本における中学校形成史の研究（明治初期編）』三五七—三六二頁、五八八—五九二頁。
 (36) 拙論『明治十年代の東京の漢学塾』（生馬寛信編『幕末維新时期漢学塾の研究』汲水社、二〇〇三年、三四—三四二頁）。
 (37) 『学監大關莫爾牟東京府下公学巡視申報』（『文部省第六年報』）二八—三〇頁。
 (38) 『学監考案日本教育法及同説明書』（『明治文化資料叢書第八卷』風間書房、一九六一年）五一—九八頁。
 (39) 東京府文書『明治十一年第一中学書類第五号』（東京都公文書館蔵）。
 (40) 『文部省第六年報』八頁。『文部省第七年報』例言。
 (41) 前掲『学監考案日本教育法及同説明書』（『明治文化資料叢書第八卷』八九頁）。
 (42) 拙論『明治十四年以前における公立中学校の教則（一）』（『国士館大学教育学論叢』二一九八四年）。
 (43) 前掲『学監考案日本教育法及同説明書』（『明治文化資料叢書第八卷』風間書房、一九六一年）五四頁。
 (44) 『文部省第九年報』三五—三六頁。
 (45) 『文部省第八年報』九—一〇頁。
 (46) 『学制発行ノ儀同第七号』（『明治文化資料叢書第八卷』風間書房、一九六一年）四二頁。

- (47) 拙著『明治前期中学校形成史（府県別編）』梓出版、二〇〇六年、四一頁、一三九—一四〇頁、一九〇頁。
 (48) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史3』九二—三頁。
 (49) 前掲『日本における中学校形成史の研究（明治初期編）』四八七—四八八頁。
 (50) 前掲『明治前期中学校形成史（府県別編）』二七四、二七五、二八〇、二八一—二八二頁。
 (51) 前掲『明治前期中学校形成史（府県別編）』二七四、二七五、二九〇頁。
 (52) 前掲『明治前期中学校形成史（府県別編）』三二三頁、三一五—三一六頁。
 (53) 前掲『日本における中学校形成史の研究（明治初期編）』四六六—四八〇頁。
 (54) 『文部省第十五年報』五〇頁。
 (55) 『文部省第十六年報』四六頁。
 (56) 『文部省第十七年報』四七頁。
 (57) 『文部省第十一年報』一九—三三頁。
 (58) 『文部省第十五年報』五一—五三頁。
 (59) 拙論『明治後期における私立中学校の設置』中の「明治後期・府県別公立中学校設置及び継続表」（『日本私学教育研究所』調査資料六五・教育制度等の研究〈その八〉）一九七九年）による。
 (60) 拙論『明治後期における私立中学校の設置』（『日本私学教育研究所』調査資料六五・教育制度等の研究〈その八〉）一九七九年）。
 (61) 『文部省第十七年報』三八—四二頁。

- (62) 滋賀県立彦根中学校同窓会『彦中五十年史』一九三七年、一五四頁。
- (63) 姫中・姫路西高百年史編集委員会『姫中・姫路西高百年史』一九七八年、四六一―四九九頁。
- (64) 九十年史刊行委員会『長野県松本中学校・長野県松本深志高等学校九十年史』一九六九年、九〇頁。
- (65) 弘前市教育委員会『弘前市教育史・上』一九七五年、八七八―八七九頁。
- (66) 福島県立安積高等学校『安中安高百年史』一九八四年、一五四―一七二頁。
- (67) 岐阜県教育会『岐阜県教育五十年史』一九三三年、三四九―三五〇頁。
- (68) 山梨県教育史研究会『山梨県教育百年史第一卷』一九七六年、一二九九―一三〇〇頁。